

十和田市特別職報酬等審議会委員募集

市では、市長など特別職の給料や議員報酬の額などを審議する「十和田市特別職報酬等審議会」を開催します。市民の皆さんの意見を反映させるため、委員の一部を募集します。

対象 次の全てに該当する人

- ▶令和3年4月1日現在で20歳以上の市内在住の人
- ▶平日の日中に開催予定の会議（3回程度）に出席することができる人

募集人員 2人

任期 委嘱の日～審議終了の日

報酬 日額6,000円(所得税控除前)

申し込み方法 応募の動機をテーマとした作文(400字程度)、任意様式に住所、氏名、年齢、職業、連絡先を記入の上、郵送、メール、FAXまたは持参により申し込みください。

申込期限 9月17日(金)午後5時必着

申問総務課 ☎ ⑤ 6706

FAX ② 5100

メール somu@city.towada.lg.jp

令和4年度コミュニティ助成事業活用団体募集

(一財)自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に、社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業を実施しています。

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることを目的として、地域で行う事業、活動に必要な施設・設備の整備などに対して助成します。なお、申請には事前の相談が必要となります。

相談受付期限 9月15日(水) (地域国際化推進助成事業は10月1日(金))

◆ コミュニティ助成制度 ◆

事業名・内容	対象になる団体・条件
一般コミュニティ助成事業(10割助成) 100万円から250万円まで	町内会などがコミュニティ活動に直接必要な備品などの整備を行う場合
コミュニティセンター助成事業 対象事業費の5分の3以内・1,500万円を上限	町内会などが集会施設を建設・整備する場合
青少年健全育成助成事業(10割助成) 30万円から100万円まで	町内会などが青少年の健全育成のため、主として親子で参加する事業を実施する場合
地域国際化推進助成事業(10割助成) 200万円まで	多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化を推進する活動を行う場合

※事業内容が変更になる場合があります。

問まちづくり支援課 ☎ ⑤ 6725



市営住宅(特定公共賃貸住宅)入居者募集

対象 次の全てに該当する人

- ▶居住するための住宅を必要としている人
- ▶同居親族がいる人(単身入居不可)
- ▶世帯の月平均の所得が15万8千円～25万9千円であること(2人世帯で世帯主のみ給与収入がある場合は、年収約350万円以上約500万円以下相当)

募集戸数 ①田屋団地(木造平屋建て3LDK)2戸(沢田字下洗45)

②小沢口団地(木造平屋建て2LDK)3戸(奥瀬字小沢口95-3)

家賃(月額)

①32,000円②28,000円

※敷金は家賃の3カ月分、保証人は2人必要です。

申し込み方法 都市整備建築課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込みください。

申込期間 9月10日(金)～30日(木)(応募者多数時抽選)

※世帯構成により必要書類が異なるため、事前にお問い合わせください。

申問都市整備建築課 ☎ ⑤ 6738



田屋団地